

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 5 日（火）第3499号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 2
- 堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結 (河川課取扱い) 3

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 3

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4
- 奄美大島海区漁業調整委員会指示
- シラヒゲウニの採捕についての指示 (奄美大島海区漁業調整委員会取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第161号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成31年 3 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
垂水市市木字宇都1529番2，字柳ヶ迫1830番，1832番1，1833番，1847番，1847番1，海潟字大谷2608番1，2609番1，2610番8，2610番9，新城字諏訪宇都1379番，1380番，高城字火ノ山1657番44，1657番46，1657番47
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は，択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第162号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成31年3月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市大隅町岩川字堂免1171番8，大隅町坂元字遠目塚397番9，397番10，397番12，397番26，397番27，397番38，397番39，大隅町恒吉字藤六2107番1，2107番2，大隅町中之内字川路2375番5，字タフ5700番1，5703番4，5703番12，5703番13，字鍋5707番3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第163号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成31年3月5日

鹿児島県知事 三反園訓

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町4145番地

2 認定の有効期限

平成34年3月12日

鹿児島県告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成31年3月5日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
かれん薬局	始良市西餅田1348番4	平成31年3月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第165号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営水利施設等保全高度化（畑地帯担い手育成型）（農業用排水施設整備及び区画整理）知名南西部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 3 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成31年 3 月 6 日から同年 4 月 3 日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第166号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年 3 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
二級河川 和田川水系 和田川	左岸堤防	鹿児島市谷山中央三丁目4807番地先から4807番7地先まで
二級河川 和田川水系 木之下川	両岸堤防	鹿児島市和田一丁目4番1地先
		鹿児島市谷山中央四丁目201番1地先から1番1地先まで
		鹿児島市谷山中央七丁目26番12地先から58番7地先まで
		鹿児島市谷山中央五丁目27番4地先から同市谷山中央六丁目6番12地先まで

- 2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名
種 類 鹿児島市道
路線名 和田塩屋2号線，和田塩屋10号線，西塩屋4号線，谷山第一地区23号線及び谷山第一地区56号線
- 3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 鹿児島市
住 所 鹿児島市山下町11番地1
代表者 鹿児島市長 森博幸
- 4 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。），路肩，道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。），改築，維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で，当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 5 管理の期間
平成31年 3 月 5 日から道路の存続する日まで

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成31年3月5日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成31年 3 月 5 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ファミリープラザめいわ
鹿児島市明和一丁目25番1号
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成30年10月5日
- 3 意見の概要
今回届出のあった変更事項は、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼすものではないと考えられるため、本市意見は特にありません。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第25号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成31年 3 月 5 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PAロードファラオ1AC	豊丸産業株式会社	8P0612
ぱちんこ遊技機	Pロードファラオ2LC	豊丸産業株式会社	8P0679
ぱちんこ遊技機	Pフィーバースーパー戦隊S	株式会社三共	8P1269

奄美大島海区漁業調整委員会指示

奄美大島海区漁業調整委員会指示第30-2号

奄美大島海区におけるシラヒゲウニの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成31年 3 月 5 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

- 1 殻径制限
殻径（トゲを除いた殻の直径）5.5センチメートル以下のシラヒゲウニを採捕してはならない。
- 2 禁止期間
9月1日から翌年6月30日までの間は、シラヒゲウニを採捕してはならない。
- 3 適用除外
1及び2の規定については、次に掲げる者であって、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものについては、適用しない。
(1) 試験研究の用に供しようとする者
(2) 増養殖（移植を含む。）の用に供しようとする者
(3) その他委員会が特に認める者
- 4 承認証の交付
委員会は、3の承認を受けた者に対し、承認証を交付するものとする。
- 5 承認証の携帯

3の承認を受けた者は、交付された承認証を自ら携帯し、又は操業の責任者に携帯させなければならない。

6 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、3の承認に条件を付し、その内容を変更し、又はこれを取り消すことがある。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、シラヒゲウニの採捕承認に関する事務の取扱いについては、別に定める「シラヒゲウニの採捕承認に関する事務取扱要領」によるものとする。

8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。